

三木市指定文化財の指定について

11 月 20 日付けで、東播八郡總兵別所府君墓表を三木市指定文化財に指定しました。

- | | |
|------------|--|
| 1 指定文化財の名称 | 東播八郡總兵別所府君墓表（とうばんはちぐんそうへいべっしょふくんぼひょう） |
| 2 指定文化財の員数 | 1 基 |
| 3 指定文化財の種別 | 有形文化財（建造物） |
| 4 所有者 | 法界寺 |
| 5 所在地 | 三木市別所町東這田字生木 51 番地先 |
| 6 指定日 | 11 月 20 日（水） |
| 7 指定文化財の概要 | 延宝 6 年（1678）1 月 17 日、美囊（三木）郡内 12 村の里長と法界寺住持禪空素伯によって三木城主別所長治の百回忌に向けて建立された墓碑である。 |
| 8 指定理由 | 長文の碑文が刻まれており、赤松別所氏歴代の事績を述べ、長治の遺徳を讃える内容となっている。碑文の作者は、木下順庵の高弟で、京都在住の柳川順剛。藤原惺窩のひ孫弟子にあたる儒学者である。別所氏・三木市の歴史のみならず、播磨の歴史研究にとって重要な意義を有する史料といえる。 |

なお、指定対象は、墓表本体のみとする。

問い合わせ先 三木市教育委員会教育総務部文化・スポーツ課
文化遺産係（みき歴史資料館）
電話 0794-82-5060